

大阪府における満州移民送出(二)

田 中 は る み

目次

はじめに

第一章 転業移民の送出

- 一 中小商工業者の転失業問題
- 二 転業移民の送出

第二章 大阪府における転業移民の送出

- 一 大阪府送出の門拓団
 - (一) 第一〇次沙里溝子仏立開拓団
 - (二) 第一〇次上興発大阪開拓団
 - (三) 第一三次昇平大阪開拓団
- 二 国民勤労訓練所と興亜拓植訓練道場
- 三 大阪府における企業の再編、整備

四 満州移民送出に関する府民の対応(以上前号)

第三章 満蒙開拓青少年義勇軍の送出(以下本号)

- 一 満蒙開拓青少年義勇軍制度の成立とその背景
- 二 募集と内地訓練所
- 三 送出状況と現地訓練所

第四章 大阪府における満蒙開拓青少年義勇軍の送出

- 一 大阪府送出の義勇軍
 - (一) 第五次頭道義勇隊開拓団
 - (二) 勃利訓練所上田中隊
- 二 大阪府郷土中隊

おわりに

第三章 滿蒙開拓青少年義勇軍の送出

一 滿蒙開拓青少年義勇軍制度の成立とその背景

一九三七年一月三〇日、第一次近衛内閣は、拓務省提出の「滿洲に対する青年移民送出に関する件」を審議し、即日、次のように決定した。

現下滿洲国の実情に鑑み、速かに多数の日本内地人を滿洲に移住定着せしむるの要あるところ、既定計画たる壮年の移民のみをもってしては、この必要を充たすこと困難なるに付、政府においては昭和一三年度より可及的多数の青年移民を実施し、もって非常時局に対応するため、昭和一二年度および昭和一三年度追加予算に計上の方針をもって、急速に具体案の作製に努むること^①。

以上のような決定に基づいて、同年一二月二日に、拓務大臣官邸に、拓務省・陸軍省・関東軍・拓植委員会・滿洲移住協会・滿洲拓植公社等の代表者が集まり、「滿洲青年移民実施要綱」を決定、翌一九三八年一月には、「滿洲青少年義勇軍募集要綱」が発表され、ただちに募集が開始された。

こうして、正式に国策として、滿蒙開拓青少年義勇軍制度が生まれたわけだが、その誕生を促したものは、滿洲におい

ては、関東軍が中心となつて創設された青年農民訓練所であり、日本においては、「滿蒙開拓青少年義勇軍編成に関する建白書」が提出されたことである。

関東軍は、一九三七年七月九日から一五日まで、滿洲国・拓務省・滿拓・滿鉄・滿洲移住協会等の関係者を集めて、会議を開き、一五日に、以下に掲げる「青年農民訓練所創設要綱」を決定した。

青年農民訓練所(仮称)創設要綱

関東軍参謀部第三課

第一 方針

一、純真なる日本内地農村青少年の現地訓練により、眞の建国農民たるに必要な精神を鍛錬陶冶するとともに、滿洲開拓を促進し民族協和を徹底し、以て滿洲建国の理想実現を期す

第二 要綱

- 一、滿洲に日本内地農村青少年の訓練所を設け、滿洲拓植公社これを経営す
- 二、青少年は全部寄宿舎に収容して自治的生活をなさしめ農業労働を中心とする修練を行ないかつ必要な学科、教練および武道を課し体力と開拓精神とを鍛錬す、ことに建国精神の徹底に遺憾なきを期す
- 三、訓練所に収容すべき青少年は十六歳ないし十九歳の男

子とす

四、訓練所に收容せる青少年の訓練は満二十歳までとす

右の訓練期間中約一か年を経過したる者は必要に応じ移住村付設小訓練所、その他の訓練所施設に委託して訓練せしむることあるべし

退所後は原則として、これを集団移民または自警村移民として独立せしむるの外、必要に応じ各移民の基幹員たらしむ

(五・六・七は省略)

備考

一、本訓練所施設による青少年の收容は昭和十二年八月より開始し、遅くとも昭和十四年十二月までに約三万人の收容を終了する如く予定す

二、本訓練所は昭和十二年に一か所、同十三年に二か所、計三か所を開設す

三、本年度の開設地は龍江省嫩江県靠山屯地区とす^②

(四・五・六は省略)

これは、まさに後に義勇軍募集の際に発表された要綱の下地となり、基本方針となつたものと考えられる。

創設要綱では、その方針として、「満洲建国の理想実現」のため、「純真なる日本内地農村青少年の現地訓練」を行なう必要があるとしている。満洲建国の理想とは、王道楽土、

五族協和であり、その民族協和の中核たるべき日本人にふさわしい精神を鍛錬、陶冶することがはかられたのである。

このような創設要綱の方針は、「満洲青年移民実施要綱」にも、「満洲青少年義勇軍募集要綱」にも、同様に受け継がれている。

実施要綱・募集要綱とも、その目的を「日滿兩國の特殊關係を強化し、同昌共栄の理想を実現して東洋平和の確保に貢献するため^③」としている。こちらは、創設要綱のように「満洲建国の理想実現」というような直接的な表現はみられないが、「同昌共栄の理想の実現」とか「東洋平和の確保」とか表現がおだやかになっているだけで、内容は、同じなのである。

また、創設要綱の要領四の「右の訓練期間中約一か年を経過したる者は必要に応じ移住村付設小訓練所、その他の訓練所施設に委託して訓練せしむることあるべし。退所後は原則として、これを集団移民または自警村移民として独立せしむるの外、必要に応じ各移民の基幹員たらしむ」は、そのまま、後の義勇軍制度の中に生きている。義勇軍は、現地の大訓練所で一年間訓練した後、小訓練所で二年間訓練し、その後、義勇隊開拓団として、現地に入植したのである。

このように、義勇軍制度の創設の際、関東軍の力が、如何に国策に影響を与えていたかがわかる。

そして、創設要綱の決定後、ただちに満拓公社が、龍江省嫩江県靠山屯地区において、訓練所の建設に着手したこと、満洲移住協会が、七月に、青年移民の先遣隊を長野・山形・宮城・新潟・愛知・埼玉の各県から募集したこと、また、応募者二九三人を茨城県下の内原農場で約一ヶ月間、訓練し、その後、嫩江訓練所に入所させたことは、大きな実績として評価され、義勇軍制度の誕生を促進したのである。

ところで、ここで創設要綱と実施要綱・募集要綱との大きな違いについて考えてみたいと思う。

それは、訓練対象者に関して、前者では「日本内地農村青少年」となっており、農村にあつて、農業経験をもつ者が対象であるのに対し、後者では、全国各府県から募集しており、資格条件として、農業経験の有無を問うていないことである。たとえば、募集要綱の応募資格の項をみてみよう。

二、応募資格

(一)年齢 数え年十六歳(早生れは十五歳)ないし十九歳(但し十二月生れの者に限り二十歳にても着支えなし)とす

(二)経歴 尋常小学校の課程を終えたる者、但し職歴はその如何を問わず

(三)健康状態 身体強壯にして呼吸器病、神経系疾患、脚気、悪性歯疾ならびに耳鼻疾、痔瘻、脱腸およびトラホーム疥癬その他の伝染性疾患等、現地における

農耕または共同生活に支障を生ずべき疾患なき者に限る

(四)その他 意志鞏固にして満洲に永住の決心を有し、かつ父兄の承諾ある者に限る^①

このように、応募資格は、いつさい、農業経験の有無についてふれていない。その重点は、もつぱら、満洲において厳しい訓練に耐え得るかどうかにおかれ、「身体強壯」で健康な青少年であることを第一条件にしたのである。

それでは、募集条件に変化がみられた、その理由は、如何なるものがあつたのであろう。

一つは、募集人員の違いであろう。創設要綱では、約二年半で三万人を訓練するのに対し、募集要綱では、一年間で三万人を渡満させることになつてゐる。つまり、募集人員が多いため、それだけ募集の枠を広げる必要があつたのである。

そして、もう一つの理由は、当時の社会背景にあつたと考えられる。

一九三七年七月、日中戦争の勃発によつて、国内の三〇歳ないし四〇歳の男子は、相繼いで召集されていった。そして、それらの壮丁は、満洲成年移民の中心たるべき対象者であつたのである。そのため、満洲二十ヶ年百万戸計画は、第一年度から計画どおり進まず、大量移民国策に影響を及ぼすようになったため、その国策の遂行を確実、容易にする必要がで

てきたのである。

こうして、成年移民を補い、国策を遂行するために、青年移民の送出が構想され、義勇軍制度として実現したのである。それ故、満洲大量移民政策の遂行が危ぶまれていた状況下での義勇軍送出は、国民的運動でなければならなかった。農村の青少年だけを対象にするという狭い考え方では、国策の完遂はおぼつかなかったのである。対象者を限定することなく、各府県からもれなく募集し、全国民へ啓蒙していくことが、何より大切なことであった。国民的運動として盛り上がってこそ、満洲大量移民の実現が可能となるのである。

次に、義勇軍制度の誕生を促した、もう一つの大きな力について考えてみたい。

それは、先述したように、一九三七年一月三日、石黒忠篤（農村更生協合理事長）・大蔵公望（満洲移住協合理事長）・橋本伝左衛門（満洲移住協理会事）・那須皓（同上）・加藤完治（同上）・香坂昌康（日本聯合青年団理事長）の六人が、連名で提出した「満蒙開拓青少年義勇軍編成に関する建白書」である。

建白書は、まず、日中戦争勃発後、「統後国民の上下一致して達成すべき最緊要事は、速かに満洲国をして真にわが盟邦として日満一体の実を挙げしむるにあり」として、さらに「日支紛争の禍根を断つ大道」は、「満洲国をして真に日本民族を指導者とする五族協和の王道国家たらしめ、東洋十億

の民衆にその向うべき所を啓示する」ことだと断定している。東洋の平和を実現するためには、日満両国が一体となる必要があり、就中、日本民族が指導者となって、初めてその達成が可能となる。しかるに、現在の満洲は、「赤露の機を窺うに委し、あるいは民族協和の要礎を欠ける」という状況である。それ故、このような現状を解決するためには、満洲移民国策を拡充し、即行することが急務であると説くわけである。

そして、彼らは、「その最も適切有効なる実行方法」として、満洲開拓青少年義勇軍の編成を提案した。

さらに、義勇軍は、現地において、「開拓訓練即教育、軍事教練即警備」という訓練を受け、「日満を貫く雄大な皇国精神を錬磨」することをめざされた。

義勇軍の任務としては、「将来の移民地の管理」、「交通線の確保」をあげているが、最大の任務は、「現地後方兵站」であり、関東軍の予備軍として北方警備にあたり、そして、関東軍の食糧を確保することにあつたのである。

このような建白書の内容は、まさしく関東軍の要請と合致するものであった。

そして、現地においては、嫩江訓練所の建設が進行し、また、鉄驪・宝清等においても、大訓練所の設立準備が着々と進められていた。

一方、国内においては、すでに建白書の提出と同時期の一
月ごろから、内地訓練所の建設が着手されていたのである。
以上みてきたように、関東軍による「青年農民訓練所創設
要綱」の発表とその実績、石黒忠篤らによる「滿蒙开拓青少
年義勇軍編成に関する建白書」の提出という動きは、国策の
方向を決定する大きな要因となったのである。

そして、成年移民の送出が不完全になり、滿洲大量移民計
画の遂行が危ぶまれているという状況は、義勇軍制度を創立
するためには、かつこの時期であった。

こうして、滿蒙开拓青少年義勇軍が誕生したのである。

二 募集と内地訓練所

前節でみた「滿洲青少年義勇軍募集要綱」の募集の項は、
次のようになっている。

三、募集

(一)機関 道府県とし、滿洲移住協会・大日本連合青年団
の系統に属する各団体これに協力するものとす

(二)地域 道府県

(三)人員 三万人

(四)締切期日 各回の内地訓練所開始期日の十五日以前に
おいて、道府県で適宜決定するものとす^①

以上のように、募集にあたっては、道府県の行政官庁が中
心となり、それを補完するものとして、滿洲移住協会と大日
本連合青年団が位置づけられた。

滿洲移住協会は、以前から滿洲一般成年移民の募集に携わ
っており、一方、大日本連合青年団は、その理事長が、先の
建白書に名をつらね、募集の対象が一四歳から一九歳までの
青少年であることから考えて、大きな役割を果たすことを期
待されたのである。

一九四一年一月二三日、文部省が出した「週報二二四号」
によると、大日本青少年団^②の一般訓練として、以下のものを
列挙して紹介している。

一、 国体觀念の明徴
一、 時局認識の徹底

青年常会、読書会、奉仕作業、大陸現地訓練

一、 青年道場経営

一、 生活訓練

一、 国防訓練

一、 防災訓練

一、 野外訓練

一、 産業活動

一、 拓植訓練

現地事情研究、現地訓練、義勇軍進出・送出

一、集團勤勞訓練

一、体位向上

一、科学性訓練

一、教養和楽

青少年たちは、日常生活の中で、啓蒙と訓練によつて、大陸の認識を深め、また、自ら研究し、率先して義勇軍に参加することを求められたのであつた。

大日本青少年団のほかにというより、もつとも義勇軍送出にとつて、大きな後盾となつたものは、学校である。

たとえば、それを具体的に示すものとして、青少年が如何なる動機で、義勇軍に志願したかを考えてみよう。

一九四一年に拓務省が行なつた、義勇軍志願の動機に関する調査によれば、次のごとくである。

教師の指導によるもの

九、六四八

父兄の指導によるもの

一、〇三一

友人のすすめによるもの

四一一

官公吏の指導によるもの

一五七

新聞雑誌ラジオ講演映画等によるもの

一、一七一

その他

九二

総数

二二、五一〇

この調査結果から考えると、義勇軍の約八〇パーセントが、教師に指導、説得されて、志願したことがわかる。如何に学

校の力が、というより教師の力が大きかつたかがわかるのである。

このように、学校内外で、義勇軍への参加を勧められ、応募することになつた青少年は、各府県の行政官庁が行なう人物検査や身体検査を受けた。そして、検査の結果、「移民として適当なり」と認められた者は、茨城県東茨城郡下中妻村にある内原訓練所で、約二ヶ月間の内地訓練を受けることになつた。

内原訓練所は、加藤完治が校長となつていた日本国民高等学校に隣接して建設され、一九三八年三月から、正式に義勇軍訓練所となつた。

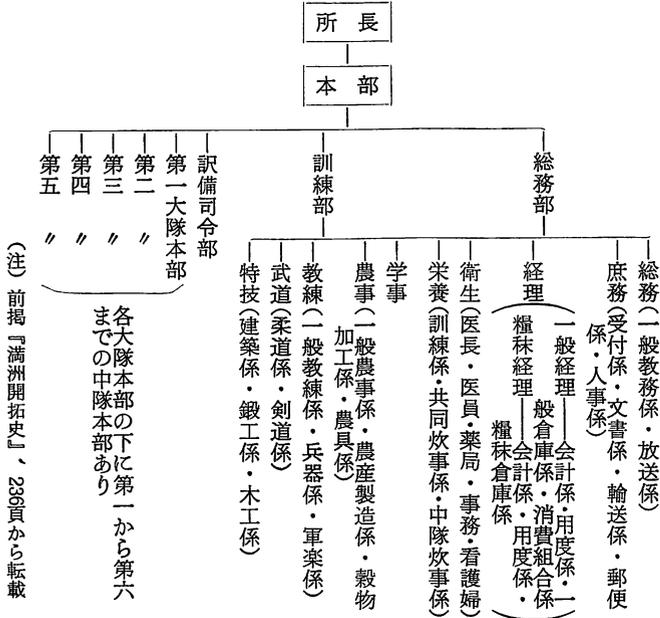
訓練所の組織は、図3のようになっており、訓練生は一班約二〇人で、三班をもつて一小隊(六〇人)を作り、五ヶ小隊(三〇〇人)をもつて一中隊を編成し、六ヶ中隊(一、八〇〇人)で一大隊を作ることになつていた。

訓練内容については、大阪府送出の義勇軍のところでも述べるが、ほぼ学科と術科と実習とに分かれていた。

学科は、皇国精神(修身)・満洲植民問題・満洲事情・満洲農業要綱・栄養食物問題・生理衛生・農産加工ならびに製造・軍事講話・国語・日滿の歴史と地理等であつた。

術科は、主に軍事教練が行なわれ、武道として、剣道・柔道・相撲・体操等もあつた。

図3 内原訓練所組織図



実習とは、農業実習のことであるが、それにもまして、道路建設・築堤・建築等の土木作業が多かったようである。訓練生は、五族協和の中核に位置する日本人として持つべき大陸認識を徹底され、本格的な軍事訓練を行なっていたの

である。

さらに、渡満後、ただちに活用できるように、各中隊から当番制で要因を派遣して、警備・歩哨・巡察等にもあたっていた。

このように、内地訓練所においても、満洲において、関東軍の兵站たるべく、訓練が行なわれたのであった。やがて、二ヶ月間の訓練を終えた訓練生は、出身地での壮行式に参加した後、渡満していったのである。

三 送出状況と現地訓練所

前節で、日本国内での訓練について検討したので、ここでは、渡満後、現地での訓練および生活について考えてみたい。併せて、一九三八年から一九四五年まで、各年度における義勇軍の送出状況を検討してみよう。

表10は、各年度における義勇軍の送出数を示したものである。このうち、一九四三年度以降は、義勇軍開拓団に移行する前の訓練生であって、現地訓練所で訓練中に敗戦を迎えている。

一九三八年度

送出数は、第一年度であることから、二万一、九九九人と

表10 満蒙開拓青少年
義勇軍の送出数

送出年度	送出数
1938	21,999人
1939	8,887
1940	8,922
1941	12,622
1923	11,795
1943	10,658
1944	7,799
1945	3,848
合計	86,530

(注)

前掲『満洲開拓史』、
267頁から転載

八年間のうちで、もつとも多い。しかし、募集人員が三万人であったことから考えると、目標数を満たさなかつたわけである。

それでも、二月締切の第一期生の応募総数は九、九五〇人に達し、その採用者は七、七〇〇余人にもなり、「一部府県の採用者に対しては、その訓練所入所を延期するやむなき盛況となつた」^④ようである。ここでいう訓練所とは、内原訓練所のことであつて、現地訓練所の入所数と一致するものではないが、初期にあつては、このように多数の応募があつたのである。これも、監督官庁の指導と各学校の教師による説得の賜物であつたらうか。

また、第一年度の送出数が、目標数に達しなかつた理由の一つには、現地訓練所の建設が、予定どおり進まなかつたといふことも考えられる。実際、嫩江・寧安・勃利・鉄驪・孫呉の五大訓練所の建設がはかどらないため、急拠特別訓練所

二ヶ所を新設して、「訓練生を一待時期させるといふ窮余の一策を採用」^⑤したらしい。

義勇軍制度の創設後、ただちに募集が開始され、二ヶ月の内地訓練を終了した訓練生の第一陣は、四月には渡満しているわけである。

関東軍の提唱によつて、建設されていた青年農民訓練所の実績があつたにせよ、第一年度の募集にあつたの三万人目標は、無謀ではなかつたか。

内地訓練所の建設でさえ、二、三ヶ月の突貫工事で、やつと仕上げたものであつた。現地訓練所の場合、内地訓練所のような粗放な簡易建設では、とても大陸の厳しい氣候に耐えられないはずである。頑強な建物が必要としたはずである。そして、その建設のためには、多くの時間を必要とする。このように考えると、当初の目標は、やはり無謀であつたといえるだろう。

しかし、無謀であつただけに、関係当局の危機観が感じられる。それは、義勇軍を急いで、しかも多数送出しなければならぬ、そうしなければ、満洲大量移民国策の遂行が困難となるという危機観であつた。

こうして、当局の思惑があつて送出された、最初の義勇軍は、後続者のため、現地訓練所の建設に励むことになつた。次に、第一年度に送出された義勇軍の出身府県をみてみよ

う。

表11は、一九三九年二月一五日現在における現地訓練生の出身府県別の入所数を示したものである。調査日が二月十五日であり、総数一万七、二三人と表10の第一年度送出数と一致するものではないが、概略これでわかるはずである。

表をみると、もつとも入所数が多いのは、長野県であり、これは、成年移民の場合も同様であった。^⑩その次に、山形県・石川県・福島県が、以下、佐賀・香川・鹿児島・宮城・新潟・熊本・長崎と続いている。概して、東北・北陸・九州地方の県が多い。

このうち、九州についてみると、熊本・鹿児島両県は、八年間の送出合計も比較的多いが、長崎・佐賀の両県については、合計は少ない方に属している。

それに対して、長野・愛知両県以外の中部各県は、八年間の累計では、多い方に属している。

東北・北陸の各県は、各年度を通じて、平均して多い。これは、成年移民が多いことと比例しているものと考えられる。一方、送出数の少ない地方をみると、第一に奈良県、次に神奈川・大阪・青森と続いており、この一府三県が極端に少ない。

この一府三県について、八年間の累計でみると、奈良・神奈川の両県は、最低であるが、大阪府・青森県の場合、他府

県と比較して特に少ないということはない。大阪府については、次章で詳しく検討したい。

一九三九年度

義勇軍の送出目標は、前年度同様三万人であったが、実際には八、六六五人と、はるかに下回るものであった。

その理由は、日中戦争の勃発後、労働力不足がめだつようになり、青少年は、国内の産業に従事するようになったからである。

満洲成年移民の対象となる壮丁は、国内の労働者であり、農民であつて、彼らが徴兵された後に生じた労働力不足を補う人材が必要であつた。そのために、青少年は、国内産業の労働力不足の穴埋めと満洲大量移民政策の遂行のための義勇軍という二つの役割を同時に担わされたのである。

そして、青少年は、国内産業に就くことを優先した。建白書の中で、起草者たちが、「若しそれ刻下の情勢において、かくの如き多数青少年子弟の応募を期し得るや否やの問いに対しては、われ等は断じて憂うるの要なしと明言せん^⑪」あるいは、「国内においては巨万の農村子弟に期待せり」といった状況ではなかつたのである。

また、現地においても、訓練所の建設は、予定どおり進行

表11 現地訓練生出身府県別数 (1939年2月15日現在)

訓練所名 府県名	嫩江	寧安	鉄驪	勃利	孫吳	哈爾濱	昌図	大石頭	合計
北海道	1人	184人	10人	22人	1人	152人	87人	1人	458人
青森	2	46	4	2		11	28		93
山形	308	6	467	6	277	2	1		1,067
秋田	3	2	2	227	144	59	1		438
岩手	311	72	60	10	1	23			477
宮城	302	7	5	89	1	236	1		641
福島	152	168	16	1	210	135	1		683
東群馬		47	11	30		1	31	1	120
群馬		1	10	225	174	15			426
栃木	35	3	209	51	53	54	3		408
茨城		176	27	175		84	2		468
千葉県	30	46		22		20			118
山梨	7	243	3			16	11		280
埼玉	3	200	100	26	1	13		26	369
神奈川		7	3	29		18			57
長野	547	158	57	205	1	142	2		1,211
岐阜	102	175	8	39			65		389
静岡	8	75	98	31	73	91		34	293
愛知	85	88	2	2		24	42		243
新潟	13	183	174	77	80	25	70		622
富山		240	6	6	21	1	38		317
石川	398	270	94	73		53	1	9	898
福井	1	84	5	97		15			203
三重	58	41	22			19	4		144
滋賀	97		3	7		20			127
奈良	23		10	6		1	5	3	47
和歌山	244	31	9	1		28			313
大阪	9		9	32		20	17		87
京都		21	25		71	4	50	23	194
兵庫	179	37	6	1		20	29		272
岡山	167	1	167	22		114	3		474
広島	125	34	12	51		2	99		323
鳥取		8	103		81	14			206
島根	60	23	38	13		28	1		163
山口	1	18	5	62		53		1	140
香川	211	2	2	407		19	23		664
徳島		2	46	156		24	41		269
愛媛		112	10	94		30	2		248
高知	152	10	8			28	1		199
大分		129	35				39		203
福岡	88	9	21	9		31	1		158
長崎		232	85	151	1	50			519
佐賀		3	235		263	171			672
熊本	2	48	263	196	1	75			585
宮崎	1	41	80	6		41			169
鹿児島	122	304	138	3		35	58		660
沖縄			14	44		41	25		124
合計	3,848	3,592	2,714	2,706	1,388	2,105	780	100	17,233

(注) 満洲拓植公社編『満洲開拓月報』 1939年9月号 所収。
合計数と府県の総計が一致しないものがあるが、『満洲開拓月報』どおりとした。

せず、翌年度に繰延べとなったものが相当量あつたようである。^⑭

以上のように、二年目の一九三九年度は、当初の計画を達成することができなかった。

一九四〇年度

第三年度、送出目標は三万人、実績は九、〇四一人である。この年も、計画は達成できなかったが、二つの大きな改編があつた。

前年一二月に日満両国間で決定された「満洲開拓政策基本要綱」に基づいて、義勇隊訓練本部が設立された。^⑮

従来、満拓公社が経営していた訓練所が、満洲国機関としての訓練所本部に移管されたのである。しかし、各訓練所に対する建設や需品に関しては、従来どおり満拓公社があたることになっており、実際面で、その役割が大きいことに変わりはない。

ただ、満拓公社は、日満両国籍の特殊法人であつて、あくまで民間会社であつた。義勇軍の訓練、指導、管理が、満洲国の一機関である訓練所本部に移行されることは、義勇軍制度の完遂のためには好都合であつたにちがいない。

義勇軍制度は、この時点で、ようやく日満両国政府の国家

事業になった。こうして、義勇軍送出が、日本の対外侵略でないという形式をとることになったのである。

もう一つの改編は、義勇軍募集の際、各府県が、単独で中隊編成を行なうという方法を採用したことである。

従来から、府県ごとに、何人かの割当てがあつて、募集されてきたのだが、渡満する時には、数府県混成の中隊であつた。それが、この年度から、郷土中隊という形で、府県ごとに編成され、内原訓練所に入所するようになったのである。

この郷土中隊編成の採用は、全国的ではなかったが、応募数の増加という形になってあらわれた。義勇軍制度にとつて、まさに画期的なことであつた。

このことについては、次章において、大阪府の場合を取りあげて、検討してみたい。

なお、この年に、不良訓練生の教化を目的として、三〇〇人収容可能な訓練所が新設されている。場所は、黒河省琿琿県にあり、朝水訓練所と呼ばれた。

このような訓練所が開設されたことは、訓練生どおし、あるいは対幹部という関係において、何らかの歪みが生じていることを示している。それは、具体的には、先輩・後輩間の確執、訓練生の幹部襲撃という形であらわれてくる。

これに関しては、一〇代の青少年が、異郷の地で、如何なる生活をおくり、そして、それが、如何なる精神的、肉体的

状態を生ぜしめたかが問題になってくるわけであるが、次章において、大阪府送出一義勇軍を例にして、考えてみることにする。

一九四一年度

訓練本部が設立されて二年目になり、前年、満拓公社が経営していた一部の訓練所も、訓練本部が経営することになり、訓練所の経営は、完全に一元化した。

そして、送出数も、前年より増加し、一万二、六二二人になった。増加の原因は、郷土中隊編成が定着したことによった可能性があるが、定かではない。

この年、現地訓練所数は九四ヶ所になり、最高を記録した。

一九四二・一九四三・一九四四・一九四五、各年度

一九四二年からの四ヶ年については、資料がないため、詳細は不明である。

一九四二・一九四三の両年度の送出数が、比較的多かったことは、太平洋戦争の勃発によって、国内の空気が戦時体制一色となり、義勇軍送出運動が盛りあがったものと考えられる。

それに対して、一九四四・一九四五の両年度は減少しているが、これは、国内において、義勇軍送出運動そのものが低下したと考えられる。

戦争の長期化とともに、徴兵可能な者は、すべて徴兵され、一九四四年八月、学徒勤労令・女子挺身勤労令の公布もあり、働ける者はすべて、国内の労働力として同員されていたのである。満洲に目を向けるよりも、国内の食糧増産体制を確保する方に重きがおかれたのではないか。

実際、この時期に内原訓練所に入所した訓練生は、所外訓練と称して、国内各地での援農作業に従事するため、遠征している。これほど、国内の食糧需給体制が逼迫している中で、国内の労働力として確保しなければならぬ青少年を、新たに義勇軍として、満洲に送出するという矛盾が生じている。

満洲大量移民政策の完遂のために、就中、北辺鎮護と関東軍の食糧確保という義勇軍の任務を全うするためには、一定数の義勇軍送出の確保が、是非とも必要であった。

しかし、同時に、国内においても、青少年の労働力が必要だったのである。

このように、この時期には、義勇軍の送出計画を変更せざるをえないほど、内外の情勢は緊迫していたのである。もはや、制度そのものが破綻していた。

さて、次に、満洲での訓練所生活について述べてみよう。

訓練所は、一九四一年四月一日の改正まで、大訓練所・特別訓練所・甲種実務訓練所・乙種実務訓練所・満鉄乙種訓練所の五種に分かれていた。改正後は、大本部訓練所・中本部訓練所・小本部訓練所・小訓練所になった。

改正された点は、基本訓練所・実務訓練所・特別訓練所という、従来、内容から分けていた名称を廃止したことが、訓練方針に変更はなかったようである。

つまり、一年間、「満洲の気候、風土、衣食住等に親しましめ満洲国一般事情に通ぜしむる」目的で、基礎訓練を行ない、その後、二年間、「修了後集団開拓農民として当該訓練地に定着せしむる」か、もしくは、「他地方へ移住せしむる」^⑧ことを目標として、農事実務訓練を行なう方針であった。

訓練所の組織は、図4のようになっており、これは、一九四〇年当時、組織が一応完備したころのものである。

訓練生は、五〇人をもって一ヶ小隊を編成し、小隊長は訓練生から選任し、六ヶ小隊(三〇〇人)をもって一ヶ中隊を編成している。この三〇〇人が、訓練の基本単位で、小訓練所は、一ヶ中隊単位で組織された。さらに、五ヶ中隊をもって一ヶ大隊(一、五〇〇人)を編成するというもので、大訓練所においては、かなり大規模なものであった。

以上のような訓練所の組織下で、訓練生は、「義勇軍綱領

を實踐し克く満洲建国の聖業を達成せしむべき開拓農土を育成する」という現地訓練方針に従って、訓練された。

次に、その実践を強く要請された「義勇隊綱領」を掲げる。一 我等は、天祖の宏謨を奉じ心を一にして追進し身を満洲建国の聖業に捧げ神明に誓って 天皇陛下の大御心に副い奉らんことを期す

一 我等は、身を以て一徳一心民族協和の理想を實踐し道義世界建設の礎石たらんことを期す^⑨

訓練生は毎朝、この綱領を唱和させられ民族協和、王道楽土なる満洲国の建設を聖業と教え込まれ、その中核になるべく、毎日、訓練に励んだのである。

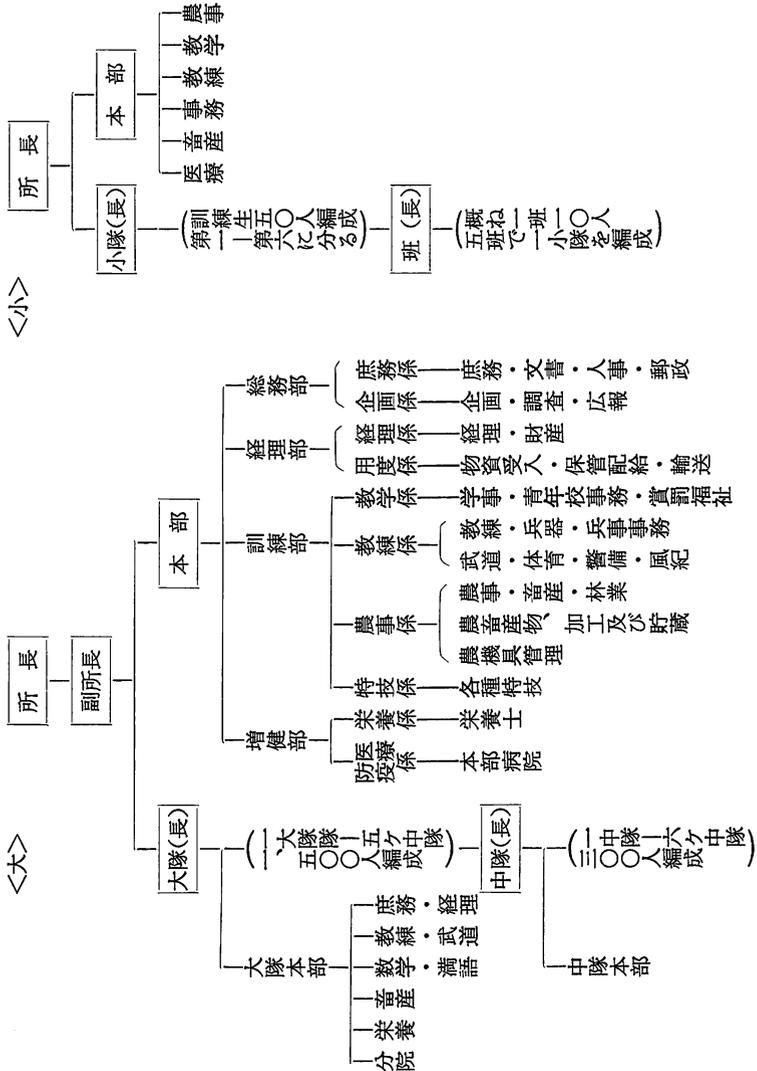
訓練内容は、教学訓練・実地訓練・日常生活訓練に分かれていた。

教学訓練は、「人格の向上、道徳の實踐、常識の發達等に資する」ために、「晴耕雨読の方法」^⑩を採用することになっていた。精神陶冶のために、知識の教授は必要とするが、机上の知識より、實際活動によって、自然に身についた知識を重視していたことがわかる。科目は、修身公民科・普通学科・農学科・体操教練科・語学科の五つに分かれていた。

実地訓練は、武道体育・農事・特技の各訓練と軍事教練があった。

農事訓練は、北滿農業の実習によって、技術を向上するこ

図4 現地訓練所の組織



(注) 前掲『滿洲開拓月報』1940年8月号から転載。

とがはかられた。理論の方は、教学訓練の中で徹底されていた。訓練所における科目別時数配当をみると、一週、三六時間のうち、農作業は、大訓練所で一五時間、全訓練の半分近くをしめている。このほか、理論の農業学科が週八時間あり、作業と合わせて、全体の三分の二に達している。訓練生を現地農業に習熟させることが、如何に重視されていたかがうかがえるのである。

軍事教練は、「警備及戦闘に関する直接的な基本教練を主とし、防空、防牒、武道其他非常時に対する善処及原住民指導者の立場に於ける集団的措置について必要な訓練」であった。訓練生は、常に直接戦闘に携われるように訓練されていた。しかも、満洲民族に対する軍事的優位を、銃を持っていればこそその強者の論理を教え込まれていたのである。このような訓練が、どれほど青少年の心を歪んだものにしたか、はかりしれない。

日常生活訓練は、集団生活を営むため、日課表に従って生活することによって、規律と合理性とを培った。また、衣食・住等の生活全般にわたって、訓練生が自営することによって、開拓団の前身として、職業分担の訓練がはかられた。

以上のような訓練内容をみても、義勇軍の任務をおしはかることができよう。それは、北辺鎮護と食糧増産であり、関東軍の兵站的役割を担うことであつた。

表 12 訓練日課基準表 (大訓練所)

	夏 期		冬 期		摘 要
	四月および 一〇月	五月から 九月	十一月から 三月		
起床	午前 六・〇〇	五・三〇	七・〇〇		襖・清掃・整頓
朝行事	六・三〇— 七・五〇	六・〇〇— 六・五〇	七・三〇— 八・二〇		点呼、礼拝、体操、唱歌、訓話、夏期は簡単な作業
朝食	八・〇〇	七・〇〇	八・三〇		
課 業	九・〇〇— 〇・〇〇	八・〇〇— 一・三〇	九・三〇— 〇・〇〇		夏冬を通じ、一日三時 間を下らざる学科
昼 食	午後 〇・三〇	〇・〇〇	〇・三〇		
課 業	一・三〇— 五・〇〇	二・三〇— 六・三〇	一・三〇— 四・〇〇		主として作業、夏期は 午睡、冬期は学科をな すことあり
夕行事	五・一〇	六・四〇	四・一〇		夕拝、共同反省、体操
入浴夕食	五・三〇— 七・二〇	七・〇〇— 七・五〇	四・三〇— 四・五〇		
自 習	七・三〇	八・〇〇	六・〇〇		研究会、座談会等あり
点呼消灯	八・三〇— 九・三〇	九・〇〇— 九・三〇	八・〇〇— 八・三〇		

(注) 満洲建設勤勞奉仕隊実践本部編『満洲の開拓』(1940)、203頁から転載。

義勇軍綱領にある「満洲建国の聖業に身を捧げ」、「道義世界建設の礎石」になることは、関東軍の後方予備軍になることであつたのか。義勇軍は、ソ満国境沿いに配置され、軍

務に對する協力要請をうけていた。實際に、第五次義勇軍からは、八〇人を一隊として、約二、〇〇〇人が関東軍倉庫警備要員として動員されたのである。^⑧

註① 前掲『滿洲開拓史』、二三一頁から引用。「滿洲に對する青年移民送出に關する件」。

② 『同右書』、二二七―二二八頁から引用。「青年農民訓練所創設要綱」。

③ 『同右書』、二三二―二三三頁から引用。「滿洲青年移民実施要綱」、「滿洲青少年義勇軍募集要綱」。

④ 『同右書』、二三二頁から引用。「滿洲青少年義勇軍募集要綱」。

⑤ 以下の建白書の内容「」は、『滿洲洲開拓史』、二二九―二三一頁から引用。

⑥ 『同右書』、二三三頁から引用。「滿洲青少年義勇軍募集要綱」。

⑦ 一九三九年四月、大日本連合青年團は、全国的統制団体をめざして、大日本青年團に改組された。

翌年八月から文部省は、大日本青年團や大日本連合女子青年團ほか關係団体首脳部と統合問題について協議を始め、一月二七日、各地方長官宛に「大日本青少年團結成ニ關スル件」を通知した。こうして、一九四一年一月一六日、大日本青年團・大日本連合女子青年團・大日本少年團連盟・帝國少年團の四団

体を統合して、大日本青少年團が成立した。

ここに、「高度国防国家体制ヲ確立スル為」に「学校教育ト不離一体ノ下ニ強力ナル訓練体制」が確立したのである。

⑧ 山中恒『ボクラ少國民』（一九七七）、三二六―三二七頁から引用。

⑨ 調査結果は、青溝子会編『青溝子開拓団追弔記』（一九五五）から引用。

⑩ 前掲『滿洲開拓史』、二三五頁から引用。

⑪ 『同右書』、二四一頁から引用。

⑫ 前号三頁、「表1 滿洲移民および滿蒙開拓青少年義勇軍の府県別送出处」を参照。以下の検討は、すべてこの表との比較である。

⑬ 前掲『滿洲開拓史』、二三〇頁から引用。「滿蒙開拓青少年義勇軍編成に關する建白書」。

⑭ 訓練所建設の遲延原因として、滿拓公社は、資材不足、輸送不円滑、雨天等をあげている。滿拓公社編『滿洲開拓月報』、一九四〇年八月号を参照。

⑮ 『滿洲開拓史』によると、一九三九年二月一日調査で、訓練生宿舍七一パーセント、その他附属建物五七パーセントの竣工であった。『同書』、二四二頁を参照。

⑯ 正確には、「滿洲開拓政策基本要綱」附属書の六、「滿洲開拓青年義勇隊（滿蒙開拓青少年義勇軍）に關する件」によつた。

⑰ 「滿蒙開拓青少年義勇軍に關する件」の第三項。前掲『滿洲開拓史』、七七八―七七九頁から引用。

⑮ 前掲『満洲開拓月報』、一九三九年四月号から引用。「現地訓練方針」。

⑯ 「満蒙開拓青少年義勇軍に関する件」の第一項。「満洲開拓史」、七七八頁から引用。「義勇隊綱領」。

⑰ 前掲『満洲開拓月報』、一九三九年四月号から引用。「訓練実施要領」。

⑱ 右に同じ。

⑳ 訓練実施要領のとおり、晴耕雨読の方法を採用し、夏期は、屋外農作業、冬期は屋内教学に重点をおいている。本稿二九頁、表12を参照。

㉑ 満蒙同胞援護会編『満蒙終戦史』（一九六一）、八〇二頁を参照。

第四章 大阪府における満蒙開拓青少年義勇軍の送出

大阪府において、初めて満蒙開拓青少年義勇軍が送出されたのは、一九三八年五月、先遣隊員三三人である。以後、一九四四年までに二、一二五人が送出された。

一九四五年の敗戦時において、義勇隊開拓団は二〇ヶ団、満洲現地で訓練中の義勇軍二ヶ中隊という内訳である。しかし、初期に送出された義勇軍は、いずれも数府県混成で編成されており、大阪府のみ的人数は、非常に少ないものである。

一九四〇年以降、各府県が単独で、義勇軍を編成するようになってから、大阪府においても、送出数が激増したのである。本章では、まず、具体的な事例によって、大阪府における満蒙開拓青少年義勇軍の送出状況を検討し、次に、中央の方針に対する大阪府の動向を考察する。

一 大阪府送出の義勇軍

ここでは、まず二〇ヶ団・二ヶ中隊について、次別名称・所在地・編成府県名・送出数・内原訓練所入所日を表にしてみる。

表13をみると、義勇軍送出の第一年度である一九三八年は二人であり、僅かであったが、一九三九年には九八人にふえていることがわかる^①。そして、翌年には、国策に基づいて、府で最初の郷土中隊が編成されるようになり、送出数も、同年合計が一九一人に達している。続いて、一九四四年まで毎年、郷土中隊が編成されることになり、そのたびに送出数の増加がみられる。

一九四〇年に、府が単独で、義勇軍を編成したことは、その送出にとつて、大きな契機になったにちがいない。というのは、それまで数府県混成であったため、郷土意識の強い當時にあつては、集団の中で、とかく孤立感と不安が伴つたと

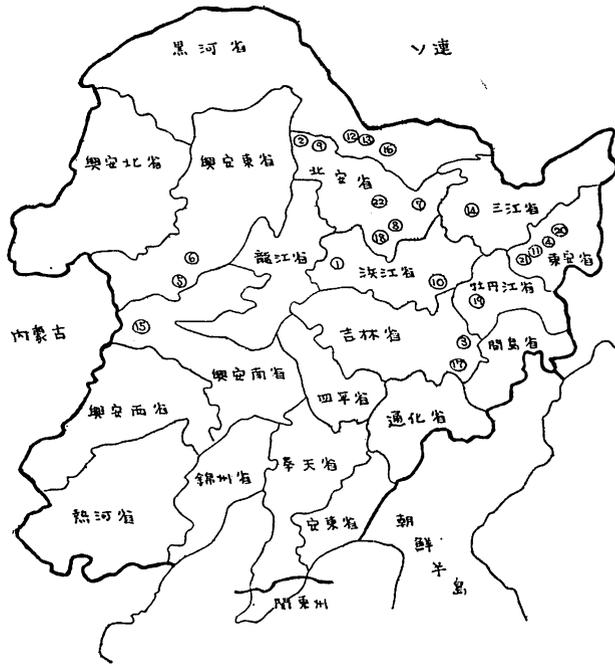
表13 大阪府送出の満蒙開拓青少年義勇軍

(1959年3月31日現在)

地の 図番 上号	次別名称	所在地名	送出府県名	送出数 (大阪 のみ)	内原 訓練所 入所年月
1	第1次臨安 義勇隊開拓団	滿洲国滨江省 肇州県安達	石川・岩手・大阪・兵庫	4人	1938.3
2	第1次南柏根 〃	〃 北安省 嫩江県	2府18県	4	〃 8
3	第1次昭光 〃	〃 吉林省 敦化県敦化	大阪・山口・岡山・徳島 ・島根・福岡・群馬ほか 6県	9	〃 9
4	第1次龍頭 〃	〃 東安省 宝清県龍頭	群馬ほか5府県	12	1939.10
5	第2次豊春 〃	〃 興安東省 布特哈旗	24府県	1	1938
6	第2次成吉思汗 〃	〃 甘南県成吉思汗	大阪ほか11府県	21	1939.1
7	第2次不二 〃	〃 北安省 慶安県	長崎・熊本ほか16府県	4	1938.11
8	第2次慶山 〃	〃 〃 慶山	岐阜ほか16府県	26	1939.8
9	第2次大南山 〃	〃 嫩江県科落村	大阪ほか8県	32	〃 3
10	第2次三道冲河 〃	〃 滨江省 葦河県三道冲河	岡山ほか26府県	7	〃 12
11	第2次龍湖 〃	〃 東安省 勃利県勃利	北海道ほか30府県	10	1943.10
12	第3次大栄 〃	〃 黒河省 孫克県河屯毛藍河	大阪府第1次郷土中隊	160	1940.3
13	第3次大日紀 〃	〃 〃 珩瑯口子	北海道ほか33府県	10	〃 5
14	第3次晨明 〃	〃 三江省 湯原県晨明	大阪・宮城ほか7県	3	〃 6
15	第3次万宝 〃	〃 興安南省 札賚特旗	1都2府20県	14	〃 9
16	第3次照国 〃	〃 黒河省 孫克県哈拉氣口子	福島ほか24府県	4	〃 12
17	第3次南台 〃	〃 吉林省 敦化県南台子	北海道ほか31府県	4	1943.9
18	第4次小呼蘭 〃	〃 北安省 慶安県小呼蘭	大阪府第2次郷土中隊	155	1941.3
19	第4次弥進 〃	〃 牡丹江省 寧安県	茨城ほか17府県	8	〃 7
20	第5次頭道 〃	〃 東安省 宝清県頭道	大阪府第3次郷土中隊	280	1942.3
21	勃利訓練所 上田中隊	〃 〃 勃利県	大阪府第4次郷土中隊	191	1943.3
22	対店訓練所 第7中隊	〃 北安省 海倫県海北鎮	大阪府第5次郷土中隊	297	1944.3

(注) 前掲『満洲開拓史』、大阪府開拓民自興会所蔵の資料から作成。

図5 大阪府送出の滿蒙開拓青少年義勇軍入植図



(注) 数字は、表13参照。

考えられるからである。そして、それは、「都会の者は弱い」と常に思われていた大阪に育ち、一中隊の中でも、少数であった少年たちにとっては、他府県の人に比べて、よりいっそ

う強く感じられたであろう。

それ故、郷土中隊が編成されることは、少年たちにとっては、国内および滿洲の訓練所において、同郷の者の中にいられるという安心感があり、心強いものであった。

また、行政当局にとっては、送出数において、他府県に負けられないという競争意識を満足させるため、郷土中隊という編成形態は、都合のよいものであった。

このように、郷土中隊編成で、義勇軍を送出するという政策は、その送出数の増加をはかる上で、かつこうのものであったわけである。

本節では、大阪府が送出した滿蒙開拓青少年義勇軍の例として、第五次頭道義勇隊開拓団と勃利訓練所上田中隊をあげ、その送出状況と滿洲での生活の検討をしてみたい。

両義勇軍は、大阪府郷土中隊の第三次・第四次として、日本にあつても、滿洲にあつても、常に行をともしたわけであり、その送出数からみても、大阪府を代表しているものといえるだろう。

(一) 第五次頭道義勇隊開拓団

一九四二年三月四日、一四歳から一九歳まで、三四五人の少年たちが、茨城県の内原訓練所に向かって、大阪をたった。

以後、敗戦時まで、少年たちがたどった足跡を明らかにしたい。^④

一九四二年

三月四日 大阪駅発。一四—一九歳三四五人。

第三大隊第二三中隊となり、内原訓練所で訓練。

六月下旬 渡満。

大連・開拓会館・旅順戦跡めぐり。

同月二四日 昌図訓練所（奉天省昌図県昌図）入所。「恐

いもの順に—に先輩、二に幹部、三に満大」

八月末 先遣隊三〇人、泥秋訓練所（北安省嫩江県）

へ出発。三〇余人、満鉄訓練所へ転籍。

十一月 二五〇余人、泥秋訓練所へ入所。

一九四三年

四月 関東軍の冬季教育部隊が到着（二〇日間の本

格的軍事教練。紅白に分かれ、大演習）。

同月一七日 幹部襲撃

同月一八日 寧安訓練所から寮母二人が転属。

同月二五日 歛入式、六〇町歩余。

六月二四日 渡満記念日。大演芸会に共栄開拓団、附近

の部落の満洲人を招待。

一九四四年

四月二五日 歛入式、一二〇町歩。

六月二四日 渡満記念日。大演芸会。

七月 大阪府から女子勤勞奉仕隊二〇余人来所。

十一月 九四人、軍役奉仕隊として、満洲第二〇四

〇部隊（興安東省海倫県博克圖）へ。

一九四五年

二月 先遣隊、東安省宝清県頭道地区へ出発。

三月一五日 年長者、入隊。

五月 本隊、頭道地区に入植（第一次頭道義勇隊開

拓団の補充入植）。

以上、簡単に列挙したが、これで、ほぼ大阪府第三次郷土中隊の動きがつかめたと考える。次に、内原訓練所での生活、現地訓練所での生活——特に幹部を襲撃するに至った事情——を検討してみよう。

内原訓練所

第三次郷土中隊は、一般兵舎六棟、本部一棟、炊事場一棟、計八棟を割当てられていたが、^⑤どの日輪兵舎も、そのころには、「遠望には立派な建物だが、家はガタピシヤ、窓はゆがみ、やっと締る程度」であり、まさに突貫工事で造られた特殊簡易建築であった。^⑥

入所一日目は、訓練所内を見学し、注意事項の伝達があつ

たあととは、各自が荷物の整理をし、休養をとった。

二日目からは、義勇軍独特の訓練が始められた。「ドンドン」という太鼓の合図があつて、六時半に起床、そのあと洗面、床あげ、駆足、点呼、朝礼と続く。朝礼は、君が代の斉唱から始まり、義勇軍綱領の暗唱、日本体操で終わる。

朝礼後は、「日を追ふに従つて遠く、長くなつていく」駆足があり、それから、味噌汁に麦飯という、毎日同じ献立の朝食である。このような朝食であつても、食べ盛りの訓練生であり、まして運動後の食事である。宿舎前で解散すると、「その瞬間から食事当番が分配して呉れてある食器に目を配り、盛りのよいのに飛び付く」という光景がみられ、「その食器、俺のや」「いや俺のや」と、必ず一悶着がおきたようである。

食事は、訓練生も職員も同一であり、満洲での粗食に耐え得るように指導していたわけである。また、定められた量で食物をつくるという自炊訓練が、各中隊ごとに当番制で行なわれており、楽しい食事といえども、厳しい内地訓練の一貫であつた。

午前中は、主として教練が行なわれ、「整列」「右へ並え」から始まつて、銃の扱いを教えられるようになった。練兵場において、身の丈よりも大きな小銃を片手に、「突撃」で突つ走るわけである。

午後からは、農事作業、下肥運搬、堆肥運搬、松林の開墾等が行なわれた。そして、夕食後は、軍歌の演習をして、一日の日課を終えるのである。

このような内原での訓練の中で、訓練生は何を考えていたか。

ひととおりの訓練を終え、目的の渡満の日を待つばかりの毎日をおくっている時の気持ちは、「何分、都会育ちだから、荒野での開拓にどこまで突き進めるだろうか。とに角、早々満洲に行きたい。満洲へ、彼地に渡れば一路万進あるのみ」というものであつた。ここには、訓練生自身が、大阪育ちのわが身で、どれだけ満洲の生活に耐えられるかについて、大きな不安をもっていたことがうかがえる。そして、不安だからこそ、日本でゆつくり訓練しているより、早く満洲へ渡つて、現地訓練を受けたいという気持ちだったのである。そこには、「都会人」ということに、ある種の引け目、負い目を感じていた、大阪育ちの訓練生の姿があつた。

入所して三ヶ月たった六月のある日、訓練生が待ちに待っていた渡満命令が出て、内原を出発することになった。

壮行式の日、加藤完治訓練所長の「君達都会の者は、体が弱いから充分に気を付け、生水は絶対に飲んではいけない」という注意を受けたのだが、これは、訓練生には「気に入らない」ことであつた。つまり、彼らは、「体格は農村出身者

には多少劣つてゐても、氣力等では負けない氣はくと自信を持つてゐたから、『都会人は弱い』と言はれる事は侮辱された様に感じた」からである。

このように、大阪府から送出された義勇軍訓練生は、周囲の人々から、「大阪と言ふ大都市に育つた人間」だというようにみられたため、彼ら自身が、常にそのことを意識せざるをえなかつたのである。

昌図訓練所

満洲へ渡ると、少年たちは、満蒙開拓青少年義勇軍から満洲開拓青年義勇隊という名称で呼ばれるようになった。これは、満洲において、軍と呼ぶのは穩当でないという関東軍の意見をいれたものである。しかし、国策として採用された当初、外部に向かつては、これは単なる移民ではなく、訓練を主眼とし、肇国の理想顕現に挺身する十字軍であるとの見解のもとに、「青少年義勇軍」という呼称を用いたのであるから、満洲において、軍と呼ぶのは刺激が強すぎて、さしきわりがあるという理由で、簡単に呼称を変更するのは、誠に都合のよい関東軍の論理であつた。

昌図訓練所での生活は、訓練生にとって、満洲で初めて体験する訓練生活であり、日本とは異なるいくつかのことを覚

えた。それが、「恐いもの順に一に先輩、二に幹部、三に満犬」といわれたことである。

先輩とは、軍隊でいう古年兵であつて、一日でも早く入所した中隊が、所内の実権を握っている状態であつた。「先輩を鼻にかけた無法者達」は、入所早々の訓練生の行季を引つかまわし、目ばしいものを有無を言わせず、持つていったのである。

そして、五ヶ月余りの昌図での生活が終わるころ、満鉄訓練所へ転籍する者、三〇余人の発表があつた。その理由は、性格的に満洲での農業があわない、中隊幹部に好感がもてない等があつたようである、本人の希望で退団していったのである。半年足らずのうちに、三〇人という多数の退団者が出たことは、満洲での訓練生活が如何に厳しいものであつたか、また、日本で教えられ、想像していた生活が、如何に現実とかけ離れていたかをものがたつてゐる。

泥秋訓練所

一九四二年の末に、満洲北部、小興安嶺の山麓にある泥秋訓練所に入所した。こゝは、一ヶ月中隊だけの小訓練所であり、入所当時は、無人の建物で、荒れ放題になつてゐた。そこで、訓練生は、酷寒の中で、設営作業に励まなければならなかつ

た。

訓練生は、冬のあいだ、義勇軍たるべき訓練ではなく、設営作業と乾草運搬という重労働で明け暮れていたわけである。

そして、四月、幹部襲撃事件がおこる。その原因は、一つではなく、いくつかの要因が蓄積されたことによつて発生したものである。それは、飢え・凍傷・シラミ・重労働であり、その不満が盗難事件となつてあらわれ、そして、たびたびの所持品検査が、いっそう幹部への反感をつのらせたのであつた。

訓練所での食事は、「一合足らずのかゆ」と「凍つた白菜の入つた塩汁」だけであつて、とても育ち盛りであり、重労働をしている訓練生のお腹を満たすものではなかつた。

また、入浴の設備がなかつたため、幹部宿舎の五衛門風呂で、時々入浴する程度であり、洗濯をすることもないため、シラミが至るところに繁殖したのである。

酷寒の中での重労働、食糧難による栄養失調、不衛生によるシラミの繁殖、そして凍傷と、訓練生の不満は、いく重にも重なつていたのである。

しかし、四月初めには、関東軍から教育部隊が派遣され、本格的な軍事教練が行なわれたため、その期間中、一時、不穏な空気はなくなつたようであつた。

ところが、軍事教練中の緊張感が急になつたためか、

教育部隊が帰るとまもなく、日ごろの不満が一挙に爆発し、幹部襲撃という事態に発展したのである。

このように、幹部襲撃という一事件をみても、満洲での生活が、一四歳から一九歳という若い訓練生にとつて、如何に厳しく、苛酷であつたかがわかる。たとえ義勇軍としての使命に燃えていたとしても、精神的、肉体的苦痛は、忍耐の限度をこえるものであつた。

ソ満国境の地で、絶えず緊張の中にあつて、心を慰めるものもない男だけの生活が、如何に訓練生の心を蝕んだかが、第五次頭道義勇隊開拓団の足跡を考察した限りでも、推察できる。この点だけからみても、明らかに義勇軍の送出は無謀であつた。

幹部襲撃のあつた翌日、二人の寮母[㊤]が訓練所に転属されている。この二人の女性の存在が、如何に大きかつたかは、その後、事件らしい事件がおこらなかつたことから考えて、頷けることである。

寮母は、訓練生の母、姉として、さらに唯一の異性として、多情多感な少年たちに対して、大きな役割を果たしていたわけである。

しかし、だからといって、寮母制度そのものが、その創設者の思惑どおりに成功したかについては疑問である。確かに、訓練生のすきんだ心は、ある程度癒されたであろう。だが、

食糧難、重労働、不衛生な環境という根本的な問題は、全く解決されてはいない。訓練生を餓んでいた根本的要因が解消されない限り、寮母の存在も、一時的な気休めにすぎなくなるのである。

配属されてきた寮母は二人、一人が一〇〇余人の訓練生の面倒をみることになる。はたして、母として姉として、十分な世話ができたであろうか。

一九四四年七月に、大阪府から女子勤勞奉仕隊員二〇余人が来所しているが、彼女たちについても同じことがいえる。訓練所は、一時はなやかになり、潤いが生まれたであろうが、彼女たちが去ったあとは、反動として、虚しさや望郷の思いがつのつたのである。

現地訓練所での生活、特に小訓練所での生活は、訓練実施要領^④のとおりには行なわれなかった。というより、行なうことができなかったのである。要領に忠実に行なおうとすれば、設備が整った訓練所とそれ相應の環境が必要はなはずであった。にもかかわらず、悪条件が重なっていた環境の中で、精神力だけを支えに、義勇軍の目的を達成しようとしたことに無理があったのである。

戦局の悪化に伴い、ますます対ソ防衛の必要が高まっていた一九四四年一月、軍役奉仕隊として、九四人が興安東省に派遣された。

そして、義勇隊開拓団に移行して、現地に入植する一九四五年には、応召者も続出、二一人に達した。しかも、入植先は、新しい土地を得られるような状況ではなく、「虫喰い団」となっていた第一次頭道義勇隊開拓団の補充をするという形で入植したのであった。

(二) 勃利訓練所上田中隊

一九四四年に渡満した大阪府第四次郷土中隊に関するこの項は、年表形式にまとめて、その足跡をたどることにする。^⑤

一九四三年

三月一〇日 大阪駅発、約二五〇人。

同月一日 内原訓練所河岸田分所（茨城県赤塚）へ入所。

第五大隊第四三中隊となる。

同月一五日 小隊編成あり。

四月 農場作業に専念。甘藷苗の育苗、馬鈴薯等の播種に従事。特技生、特技隊に入る。

後統班約四〇人が入所、三小隊に編入。水戸行軍。

七月八日 北海道所外訓練に参加、約二〇〇人が三班に分かれ、出発。

八月 水田除草、馬鈴薯中耕、麦刈、笹の実採取等の援農作業に従事。

九月六日 北海道所外訓練を終え、内原に帰所。

一〇月 河岸田分所から内原へ移転。

同月二一日 大分県所外訓練に出発、一〇〇人。

一二月 主に甘薯収穫、麦播種等の作業に従事。

同月二五日 大分県所外訓練終了。帰途、郷土大阪を訪

問。中之島公園で父兄と面会。

同月二六日 内原に帰所。西茨城郡の伐採作業へ出発。

一九四四年

二月 渡満の発表、昌図訓練所と決定。

同月二二日 内原を出発。宮城・明治神宮・靖国神社を

拝す。

同月二三日 伊勢神宮を参拝。

同月二四日 大阪市中を行進。府庁・市庁に渡満の挨拶。

小学校で父兄と最後の面会。

同月二五日 下関に到着、上船。

同月二八日 昌図訓練所に入所。

四月一日 勃利訓練所に移転、勃利訓練所第三大隊第

一一中隊となる。

同月五日 第一次作付。小麦等の播種作業を開始。

同月一〇日 特技生を決定し、本部へ派遣。

同月一一日 入所記念日を毎月一一日と決定し、ぜんざ

い・赤飯・豚汁等で祝す。

同月二〇日 馬鈴薯をはじめ、各播種の播種を開始。

五月五日 桃山神社祭典、演芸会。

同月一〇日 兵隊検査八人。

六月下旬 畜舎火災。除草作業。

七月 夜間作業を強行。畜舎再建のため、用材運

搬に専心。

八月 西瓜・南瓜・玉蜀黍等の収穫を始め、間食

にふるまう。銃剣術・相撲の講習。

同月一五日 お盆にて休養。相撲大会。

九月 兵器・馬車・獣医・鍛工等の講習。馬鈴薯

の収穫。

一〇月上旬 訓練所本部で品評会。玉蜀黍・大小豆・高

梁・粟等の収穫。脱穀作業。

同月下旬 訓練所の検閲、当中隊の成績不良にして、

全満最下位となる。収穫物の貯蔵を開始。

一二月 水田班設置、冬季開墾作業開始。

燃料確保のため、連日、薪炭の運搬作業を

実施(往復二五キロ)。

一九四五年

一月一日 三日間休養。

同月下旬 関東軍から軍事講習のため三人来所。

二月 衛生講習。

四月 本年度作付面積一五〇町歩と決定。作付、播

種作業を開始。

五月五日 桃山神社祭礼、演芸会。

同月中旬 訓練所の銃剣術大会、草刈競技大会。

応召者が相継ぐ。

六月五日 訓練所本部で簡閲点呼、満一八歳以上の者、

一〇数人が検査。

同月下旬 訓練所の除草競技大会。訓練所で中間検閲、

全満一位となる。緊急増産態勢をとり、特技生を半減。

七月 軍役奉仕隊として、大連へ二〇人、哈爾濱

へ三〇人が出発。

八月 約八〇人、麦刈に従事。

同月九日 日ソ開戦。

以上のように、第四次郷土中隊は、一九四三年三月に内原訓練所に入所し、翌年二月に渡満するまで、約一年間、国内で訓練を行なっている。

訓練内容も、正規の学科・術科・農業実習のはかに、所外訓練と称して、北海道・大分県にまで遠征していた。もちろん所外訓練も、援農作業であり、農事実習の一貫として行なわれたに違いないが、これは、初期の義勇軍訓練にはみられなかつたことである。所外訓練の背景には、応召者が相継い

でいた当時、国内の労働力が不足し、まして農山村で働ける農業人口は微々たるものになっていたことをものがたっている。

義勇軍の訓練生以外にも、各地で学校児童が、勤労奉仕を行なっていたが、特に訓練生は歓迎されたことだろう。というのは、渡満して、北辺鎮護と食糧増産の任にあたるという目的をもった訓練である以上、その意気込みは、他と比べようもなかつたからである。それは、あくまで奉仕ではなく、訓練であつた。

何故、第四次郷土中隊が、一年近くものあいだ、内地訓練を行なつたが、その理由は定かではないが、国内における農業人口の不足にもかかわらず、食糧増産体制をとらなければならぬ状況下で、満洲での食糧増産よりも、まず内地からという配慮があつたとも考えられる。以前は、内原での訓練は、二、三ヶ月が普通であり、第三次郷土中隊の場合でも三ヶ月間であつた。

一九四四年二月二八日、満洲の昌図訓練所に入所、勃利訓練所に移るまで、待機して訓練を受けている。

そして、同年四月、勃利訓練所に移行後、ただちに作付作業に従事し、五月五日の桃山神社祭典、八月一五日のお盆休みと正月の三が日以外は、厳しい訓練に明け暮れることになつた。

しかし、訓練生にとって、収穫期は楽しいものであった。まして「生れて初めて味合う」大阪中隊の訓練生にとって、「凡そ百姓なんて云う仕事には殆んど経験の無い」者にとって、それは格別であった。人に教えられるまま、本に書いてあるままに農作業に励んだ訓練生には、自信というものは全くなかったのだが、それだけに「一体何が何だかわからない儘に芽が出て、太って、そして実るんだから……考えれば自然というものは本当に有難いものだ」と感謝し、そして収穫を喜んだのである。

八月・九月は、月明りを利用して、毎日、夜間作業があり、朝四時過ぎから、夜九時の消燈近くまで働いたのである。一日に一六、七時間、食糧増産のために、それが「日本の戦勝につながる」と信じて励んだわけである。そして、訓練所内での品評会によって、大いに中隊どおしの競争意識が煽られたものと考ええる。

このように、連日、農作業に従事していることから考えて、現地訓練では、如何に農事訓練、その実地訓練が重視されていたかがわかる。関東軍への食糧供出、そのための食糧増産は絶対のものであった。

もちろん、関東軍の予備軍として、北辺鎮護につく使命をもつ義勇軍としては、軍事教練が重視され、訓練生は、毎日交代で歩哨に立っていた。また、銃剣術・相撲の講習が催さ

れ、訓練生の心身鍛錬がはかられたのである。

しかし、一九四五年になると、第四次郷土中隊からも応召者が相繼ぐようになり、また、関東軍からの要請によって、軍役奉仕隊という形で、哈爾濱へ三〇人が、大連へ二〇人が出発していった。

こうして、日ソ開戦時、訓練所に残っていたのは約九〇人、作業可能人員は八〇人足らずであった。

一九四四年、戦争の末期に渡満した第四次郷土中隊が、義勇隊開拓団として、満洲に入植することは、初めから不可能であった。しかし、訓練生は、そのことを知る由もなく、ひたすら訓練に励んだのである。

その第四次郷土中隊も、渡満後一年を経た時には、他の一般農業開拓団や義勇隊開拓団と同様に、「虫喰い」義勇軍になつていった。

二 大阪府郷土中隊

前章第三節において、義勇軍送出の初期にあつては、大阪府の送出数が非常に少なかったことによつておいた。

また、本章において、先に表13の検討を通じて、一九四〇年を境にして、送出数が著しく増加したことの原因は、郷土中隊編成という新方法を採用したことによるものが大きいこ

とを述べた。

そこで、本節においては、新方法の採用という中央の方針に対して、大阪府および大阪市が如何なる対応をしたかについて検討したい。また、義勇軍送出に対する府内の動向について考えてみたい。

大阪市教育部では、一九四〇年一月一日から二月一日までのあいだ、四回に分けて、約六〇〇人の高等小学校卒業予定者を、北河内郡交野村修養団関西道場に集めて、拓植訓練を行なっている。これは、「府当局の行ふ六百名(大阪市三百名、府下三百名)の大派遣計画を一手に引受け」る意気込みで、大阪府が計画したものであった。それまで他府県と比べて遜色があった送出数を一気に挽回し、「大陸大阪村を建設する」目的をもって、初めて大阪府が本格的に取りくんだ拓務訓練であった。

開墾作業、武道、教練、満洲事情の講話といった五日間の訓練を終え、義勇軍志望者をつのつたところ、一二〇人が応募し、身体検査、口頭試問の結果、一一九人が合格した。こうして、大阪府の郷土中隊は、大阪府が、初めて本格的、集団的に行なった拓務訓練終了生を中心にして誕生した。

内原での二ヶ月間の訓練を終えた大阪府第一次郷土中隊のために、六月二三日、大阪市中之島にある中央公会堂で盛大な壮行式が行なわれた。これは、府・市・商工会議所が共同

主催したもので、その模様は、ラジオで実況放送された。

府から中隊旗、市から日章旗とフットボールが贈られ、また、府下の全学童のお小遣いによる文庫と禪も贈られた。府下で最初の郷土中隊編成の義勇軍送出とあつて、行政当局も義勇軍を取巻くその他の雰意気も、以前と比べて、著しく盛り上がっていたのである。

市では、これ以降、義勇軍送出に大いに力を入れ始める。たとえば、第二章で述べた興亜拓植訓練道場の設立もそのあらわれである。訓練道場では、満洲成年移民を希望する転失業者の訓練を大きな目的としていたが、同時に、義勇軍にするべく、青少年を訓練することも重要な目的であった。

また、財政面でみると、決算で一九四〇年度六、〇五八円三二銭であった拓植訓練費が、翌年には五万一、一〇九円七四銭に増加している。こうして拓植訓練あるいは青少年錬成指導に関する費用は、毎年増加していき、一九四三年には、拓植指導費が予算で二七万一二〇円に、青少年錬成指導費が九万五、二九三円に達する。もちろん、決算が不明であるから断定はできないが、予算をみた限りでも、満洲移民、義勇軍送出事業に大いに力を入れていたことがわかるのである。

その他、一九四一年三月九日には、大阪府満蒙開拓青少年義勇軍後援会が結成されている。会長には、満洲移住協会大阪支部長が、副会長には、二人の市会議員がなつた。この後

援会は、義勇軍の家族を訪問し、現地との連絡を密にするのが目的であつた。

前年の四月には、その年の六月中旬結成予定で、満蒙開拓青少年義勇軍後援会第一回打合会が開かれていたが、それが、直接一九四一年三月結成の後援会につながるのかは明らかでない。打合会には、内原訓練所で移民訓育講習を受けた市内各小学校の訓導一〇七人、市の学務・保護両課長らが出席し、会長には、市助役を推していた。市内の財界・教育界の有力者をメンバーとすることによって、義勇軍送出の後盾とし、大いに援助をおおごうという趣旨であつたようである。

このような趣旨のとおり、後援会が結成されたとは考えがたいが、郷土中隊編成の新方法を採用しはじめた一九四〇年一九四一年という時期に、大阪市で義勇軍送出運動が盛り上がつていたことは推測できるのである。

なお、一九四一年一月三十一日、閣議決定された「開拓民並びに青年義勇隊の積極的募集方策」の要領一、日本側における方策の第一〇項において、後援会の結成につき、以下のような指示がなされている。

「開拓民義勇隊訓練の父兄その他関係者をもつて開拓後援会を作り全国的に組織網を張り現地開拓民義勇隊激励のあるいは日本における一般人の啓蒙あるいは花嫁の斡旋等を行なうものとす」

大阪市における後援会の結成が国の指示以前であつたことは、当時の義勇軍送出運動の隆盛をものがたつてゐる。

一方、大阪府では、一九三九年一月一七日に、大阪府満蒙開拓青少年義勇軍父兄会が結成されている。これは、大阪府北進協会が世話役となつて、義勇軍への慰問と激励を送ることを目的とし、併せて送出家族の協力・団結を呼びかけたものであつた。

義勇軍の送出開始以来二年を経過して、初めて府規模の大きな後援団体が誕生したのである。こうして、府が大量に義勇軍を送出するために必要な基盤ができたのである。

また、府北進協会は、一九四〇年から、義勇軍の出身家庭に敬意と感謝をこめて、「義勇軍之家」という、上部に日満両国旗を描いた門標を贈つてゐる。

次に、義勇軍送出に対する府内部の動向の一つとして、民間の協力をあげることができる。

大阪府北河内郡交野村香里にある本門法華宗本嚴寺は、同寺領を訓練所敷地として、無償貸与している。一九三九年一月に、内原訓練所長である加藤完治が来阪した際、同寺に立ち寄り、「国を思ふこといづれ劣らぬ両氏の意気大いに投合した」結果、実現したものであつた。

この天拝山訓練所は、当初、満洲移住協会直営で、体力不足あるいは農事未経験者を收容し、予備訓練を施すことを目

的としていた。

そして、本厳寺以外にも、大阪財界の有力者が、同寺領付近の休閒地の貸与を申込んでいたようである。^⑧

こうして、民間の協力によって、建設の決った天拝山訓練所は、一九四〇年二月に開所の運びとなったのだが、その際は、まだ設備も整っていなかった。同寺の本堂を講堂に、庫裡を宿舍にあてていたのである。

そのあいだ、同年一月二〇日、滿洲移住協会は、府・市の拓務関係者を軍人会館に招待し、同訓練所への協力を依頼している。^⑨

その後の経緯はつまびらかではないが、おそらく滿洲移住協会直営であった天拝山訓練所が、後の大阪市立興亜拓植訓練道場に発展したものと考えられる。

興亜拓植訓練道場は、第二章で述べたように、義勇軍のほか、滿洲移民を志す転失業者を重要な対象としており、この点が天拝山訓練所の方針と異なっている。一九四〇年後半以降、国策となった転業移民の送出と郷土中隊編成による義勇軍の大量送出とが重なって、訓練所設立の必要性は倍加するようになった。

こうして、当時、義勇軍と滿洲成年移民の募集を担当していた滿洲移住協会の熱心な依頼もあり、また、その必要をせまられていた大阪市は、天拝山訓練所の建設を引継いで、市

の施設として興亜拓植訓練道場を創設したのである。

最後に、本厳寺住職が訓練所建設に協力するようになるまで、その気持ちを動かした加藤完治の考え方、大阪府の義勇軍送出に対する考え方をみてみよう。

一九三九年二月三日、『大阪朝日新聞』紙上に、「若き拓士を送れ、ぜひ一家一人、滿蒙に分家を作る心で」という見出しで、加藤完治の府民へのメッセージが載っている。次のようなものである。

「東京府では大部隊の義勇軍編成計画が進んでゐるが大
阪の方々もこの際負けずにやっていたきたい、(中略)子
供を上るの学校へやれば、労働者の方々、サラリーマン、中
小商工業者、一般府、市民の方々も一家から一人はぜひ送
り出すやう、ひと肌脱いでいただきたい、これまでは両親
が滿洲の実情にうといため、誤つた親心から気候や風土に
ついていらぬ心配をして、本人の意気込みを挫折させるや
うな例も多かったやうだが、現地で二ヶ月をればみんな一
貫目ほとんど体重もふえ、落伍者はあつても百人に一人か二
人の少数だから問題にするにおよばぬ、(中略)大阪みたく
な大都で毎日、神経をすりへらしてゐる青年にくらべて、
見渡す限りの沃土で伸び放題に伸びて行く若人の幸福はま
つたく現地を視た人のみが知る頼もしさだ、国家の費用で
農学校と陸軍幼年学校を併合したと同様の訓練をみっちり

受け、三年後には肥沃な土地をあてがはれて満洲開拓民の将来を背負ふ中堅拓士となり、また能力に応じて向ふで種々の技術をもつて立つとか満鉄に入るとかの途が招かれてゐるのだから、こんな結構なことはない、満洲では働き次第です／＼楽になり、世界のどの農民にくらべても一流程度の生活を実現することが出来るのだから、今のうちに府、市民は大陸に老後を養ふ分家をつくるつもりで、ぜひ息子さんを送り出してもらひたい」

彼は、まず大阪府民の郷土意識に訴え、同じ都會である東京と比較することによって、競争心を煽つた。そして、義勇軍制度、義勇軍生活のすばらしさを説き、親が偏見をもつていたから、子供が義勇軍への参加を躊躇していたことが多かったとして、親の責任を問うている。今まで大阪府の義勇軍送出数が少なかったのは、親の誤つた考え方のせいだといふのである。

満洲へ行けば、働きしだい、日本にいたのでは考えられない一流の生活がおくれる、その実現のために、なるべく早く家族の一人を渡滿させる、そうすれば、将来、一家は安定した生活ができる。

彼のことは、満洲での厳しい生活を想像させるものは何一つない。満洲は、豊かな生活が補償されているところ、義勇軍に子供を参加させることは、自らの懐を減らすことな

く、子供に希望に満ちた人生を歩ませることができるといふものであつた。

このように、彼が希望に満ちあふれた理想的な満洲を描き、府民に義勇軍への参加を訴えたことが、直接、送出数の増加につながつたとはいえない。しかし、当時、国民高等学校長であり、内原訓練所長であつた加藤完治の考え方、言動が大きな影響をもつたことは疑い得ない。まして、義勇軍に参加することが満洲国の理想を実現し、北辺鎮護、食糧増産という国家的使命を果たすことだと教えられていた少年たちに及ぼした影響は、はかりしれないものがある。

註① 表13の数字は、大阪府開拓民自興会における一九五九年三月末の調査結果であり、『満洲開拓史』記載の大阪府送出義勇軍の総数とは一致しない。

② 第五次頭道義勇隊開拓団の項を参照。

③ 義勇軍送出に關して、行政当局がとつた施策については、次節で検討する。

④ 本項の「」は、特に注がない限り、大阪府開拓民自興会頭道支部編『赤い夕陽——大阪第三中隊記』（一九六一）による。

⑤ 当時、大小約三〇〇棟が立ち並んでいた。前掲『満洲開拓史』、二二六頁を参照。

⑥ 約一万人を収容する訓練所を造るにも、若干の職人を使用したのみで、あとは訓練生の労力のみで、二ヶ月間で造り上げた

ものであった。『滿洲開拓史』、二三六頁、本稿の第三章第二節を参照。

- ⑦ 同右書、二三二頁、本稿の第三章第一節を参照。
- ⑧ 正式には、滿蒙開拓青少年義勇軍女子指導員という。
- ⑨ 本稿の第三章第三節を参照。
- ⑩ 本項の「」は、特に注がない限り、桃山会編『思い出の記』（一九五八）による。
- ⑪ 『大阪朝日』、一九三九年一月一九日の記事から引用。
- ⑫ 同右、一九三九年一月二七日の記事から引用。
- ⑬ 同右、一九四〇年六月二三日の記事による。
- ⑭ 以上の財政上の数字は、各年度の『大阪市公報』による。
- ⑮ 『大阪朝日』、一九四〇年四月一九日の記事による。
- ⑯ 前掲『滿洲開拓史』、三六七頁から引用。「開拓民並びに青年義勇隊の積極的募集方策」。
- ⑰ 北進協会は、府職業課におかれ、義勇軍の後援を行なっていた。
- ⑱ 『大阪朝日』、一九四〇年一月一〇日の記事から引用。両氏とは、加藤完治と同寺住職、日種徹明師のことである。
- ⑲ 同右、同日の記事による。
- ⑳ 同右、一九四〇年一月二一日の記事による。
- ㉑ 同右、一九三九年一月三日の記事から引用。

おわりに

転業移民と滿蒙開拓青少年義勇軍の送出について、その全
国的状況と大阪府の場合を四章に分けて検討してきた。

最後に、太平洋戦争期において、滿洲移民の中心となった
両者の送出の意味について考えてみたい。

転業移民の送出は、日本が国策として、滿洲移民を送出し
ようとした根本的に矛盾するものであった。そもそも日本
の滿洲移民政策は、日本の農民、特に農家の二、三男を滿洲
において自作農化し、「王道楽土」「民族協和」を唱えるこ
とによって、彼らを民族協和の中核として位置づけ、食糧増
産と北辺鎮護の任にあたらせることであった。そして、彼ら
は、日本の滿洲植民地化政策における人的主軸でもあった。

ところが、日中戦争の勃発に伴う農業従事者の大量兵員化、
労働力市場の拡大による農業従事者の工場労働者化によって、
移民の人員確保が困難になってきたのである。もはや農村経
済更生計画と結びつけて、農村の余剰人口を滿洲移民として
送出することなどは、国内の状況が許さなくなっていた。

しかし、日本帝国主義によって、滿洲を植民地的に支配し
ようとする政策が続けられる以上、人的主軸としての移民は、
最低限確保する必要があった。そこで目を向けられたのが、

一九三八年以降送出されることになった滿蒙開拓青少年義勇軍であり、一九四〇年以降送出された転業移民であったのである。

ここには、明らかに矛盾があらわれている。本来の滿洲移民政策の目的達成のためには、国内の余剰労働力である小作貧農を、滿洲で自作農化させることによって定着をはかり、植民地支配の基盤とすることが必要であつた。それ故、その対象となるのは、あくまで農業経験者であつて、そのことによつて、食糧増産という目的は達成され、安定した経済的基盤になりえたわけである。

ところが転業者の場合、国内において農業経験もなく、訓練所においても、精神主義の注入に重点がおかれたため、農業に関する専門的知識・技術が乏しく、滿洲に入植しても、退団者が続出するような状態となつたのである。また、滿洲現地において、既入植者と補充入植してきた転業移民とのあいだにおける確執は、相当大きなものがあつた。

以上のように、企業整備に伴う転業者を、滿洲移民として送出するという政策が、本格的に検討されるようになった時、すでに日本帝国主義の滿洲移民政策、滿洲植民地化政策は破綻しはじめていたと考えられる。

滿蒙開拓青少年義勇軍については、その役割の第一は、北辺鎮護、ソ滿国境地帯の警備にたざさわるることであつた。訓

練所や義勇隊開拓団の入植地が国境附近にあることから、それは領ける。実際に、義勇軍からは多数の応召者・徴用者を出しており、関東軍の予備軍的役割を果たしたのである。その意味で、義勇軍は、日本帝国主義の滿洲侵略の尖兵であつたといえるだろう。

しかし、義勇軍に志願した動機の圧倒的多数が学校教師の勧めと説得によるものであり、当時の一般的風潮が、義勇軍を是としていた事実も顧みる必要がある。

加藤完治が、義勇軍は陸軍幼年学校と農学校をあわせた訓練を受けられるところであると語り、そのことばを受けるようにして、ジャーナリズム関係者や教育者が、盛んに義勇軍への参加を呼びかけ、煽つたのである。それ故、当然、当時のジャーナリズム関係者・教育者の非は問われねばならない。そして、個人の責任を徹底的に追求することはもちろんだが、当時の日本の国全体の姿勢も、あらためて問い返す必要があると考える。

移民として渡滿する人たちは、以下に示す誓約書に記名捺印の上、拓務大臣（一九四二年一月一日以後、大東亜大臣）宛に提出している。

誓約書

私儀今般滿洲開拓民ヲ志願致候ニ付テハ御採用相成タル上ハ御規定堅ク相守リ候ハ勿論特ニ左記事項ニ関シテハ誓ツ

テ違背致ス間敷候条誓約書仍テ如件

記

- 一、所定ノ期日迄ニ渡滿スベキコト
 - 二、将来渡滿ニ付家族ヨリ異議ヲ申立テザルコト
 - 三、渡滿後ニ於テモ自己ノ成績其ノ他ノ關係上開拓民トシテ全然見込無キ場合ニ於テハ除名セラルルコトアルモ毫モ異存無之是ガ為実費弁償ヲ命ゼラレタル場合ハ直ニ其ノ金額ヲ納付致スベキコト
 - 四、渡滿後ハ総テ指導者ノ指示命令ニ絶対服従致スベキコト
 - 五、渡滿シタル上ハ滿洲ノ地ニ居住シ献身努力シ以テ開拓民タルノ使命ヲ完全ニ達成致スベキコト
- 滿洲移民を志す人たちは、渡滿後の指導者への絶対服従を誓い、「献身努力シテ以テ開拓民タルノ使命ヲ完全ニ達成致ス」覚悟で渡滿した。
- その彼らを待ち受けていたのは、ソ連参戦によるソ連軍の攻撃とそれまで虐げられていた中国人による略奪、襲撃であった。そして、逃避行中の自殺や引揚げ途中、難民收容所で多数の病死があとに続くのである。

『滿洲開拓史』によると、滿洲移民の敗戦時在籍者は約二

七万人、そのうち応召者が四万七、〇〇〇人であり、在団者の内訳は、死亡者七万二、〇〇〇人、未引揚者（不明も含む）一万一、〇〇〇人、引揚者一四万人ということである。^③ 未引揚者のうち六、五〇〇人は、ほぼ死亡処理と予想されており、死亡者の合計は七万八、五〇〇人となる。実に敗戦時在団者二二万三、〇〇〇人の約三五パーセントという高い死亡率に なっている。

大阪府の場合も、敗戦時在籍者四、二四一人の約三三パーセントにあたる一、四〇六人が死亡し、これ以外にも、農工開拓団一一五人の死亡が確認されている。また、未引揚者は約五七〇人にのぼり、今もってその消息がつかめていないのである。^④

以上のように、一九三二年から一九四五年までの一四年間、国策として推進された滿洲移民送出事業は、敗戦とともに多大の犠牲者を出すことによって、その幕を閉じたのである。

註① 大阪府開拓民自興会所蔵資料から引用。

② 一九五六年末の調査結果であつて、現在とは多少異なると考えられる。なお数字は、いずれも滿洲開拓団・義勇軍・報国農場の合計である。前掲『滿洲開拓史』、四三六―四三七頁を参照。

③ 数字は、大阪府開拓民自興会の一九五九年三月末の調査によ

る。

△付記▽

大阪府送出の開拓団・義勇軍の調査に際して、大阪府開拓民自興会の方々に、資料閲覧・聞き取り等でたいへんお世話になった。また、東京送出の元一棟樹開拓団長である畑野喜一郎氏には、満洲移民に関する研究上の助言をいただいた。ともに記して、謝意をあらわしたい。

前号にもお断りしたが、本稿は一九八〇年の修士論文のままである。しかし、中国残留孤児問題の解決が国民的課題となつている現在、あらためて満洲移民について問い直す必要がある。

昨年末には、大阪府開拓民自興会会長の笹兼雄氏が長男和雄（中国名、王志山）氏との再会をはたされた。ほかにも帰国された方がおられるわけだが、中国に残つた孤児の多くは、まだ家族との再会をはたせないまま、帰国を待ちわびているのである。

日本政府は、是非ともその責任においてすべての中国残留孤児の調査と帰国、その後の日本での生活の援助をすべきである。また中国の養父母の存在も忘れてはなるまい。

満蒙開拓青少年義勇軍については、村津智子氏が「最後の

満蒙開拓青少年義勇軍——豆拓士達の運命——」『歴史と神戸』一二三号（一九八四・四）で大阪府送出最後の橋本中隊（第五次郷土中隊）について考察されているので参照されたい。

△本号の編集委員▽

- | | |
|--------------|--------------|
| 小山 仁 示 教授 | 芝 井 敬 司 講師 |
| 市川 如理夫 (M2) | 吉 井 武 史 (M2) |
| 亘 啓 (M2) | 吹 田 浩 (M1) |
| 岩 城 卓 二 (4年) | 沢 井 浩 一 (4年) |
| 山下 有 美 (3年) | |

◇編集委員会からのお知らせ

会員諸氏へは、毎号の原稿について応募をお願いしておりますが、必ずしも平均して原稿が集まらないのが現状であります。編集委員会としては、毎回、論文・研究ノートを三編、書評・史料紹介・新刊紹介を一・二編ずつ掲載してバラエティに富んだ内容にしたいと考えております。投稿規定をよくお読みの上、奮って応募して下さいます。